

平成 21 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

社債権者集会の結果に関するお知らせ

当社が発行いたしております株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）および株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といいます。）に関し、本日平成 21 年 9 月 25 日に、それぞれ社債権者集会が開催され、同社債権者集会の決議をもって、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債ともに、各々その全部について、平成 21 年 10 月 29 日まで、その支払を猶予していただくことが、承認されました。

これを受けて、当社は、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債の各社債権者集会の上記各決議について、近日中に、東京地方裁判所に対し、決議の認可の申立てをする予定です。上記各決議の効力は、それぞれ裁判所の認可を受けた時に、その効力を生じることになります。

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生 ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおり、平成 21 年 7 月 3 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同日開催された同手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための第 1 回債権者会議において、借入金元本返済の一時停止の期間を平成 21 年 9 月 28 日まで延長することについてご承認いただき、同年 8 月 27 日開催の事業再生計画案の協議のための第 2 回債権者会議を経て、同年 9 月 28 日開催予定の事業再生計画案の決議のための第 3 回債権者会議において全手続対象債権者の合意により事業再生計画に対する承認を得ることを目指しておりました。その後、当社は、平成 21 年 8 月 27 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況及び事業再生 ADR 手続のスケジュール変更に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、ADR 対象債権者及び社債権者の各種の意見を可能な限り勘案・反映した内容で事業再生計画案を確定させるためになお暫くの時間を要する見通しとなったため、平成 21 年 8 月 27 日開催の第 2 回債権者会議において、同年 9 月 28 日に第 2 回債権者会議の続会を開催することについて承認をいただきました。これを受けて当社は、平成 21 年 9 月 28 日開催の第 2 回債権者会議の続会の終了に引き続いて開催される予定の第 3 回債権者会議において、平成 21 年 10 月 29 日に第 3 回債権者会議の続会を開催すること、及び借入金元本返済の一時停止の期間を同日まで延長することについて、承認をお願いする予定であり、同日開催予定の第 3 回債権者会議の続会において全手続対象債権者の合意により事業再生計画に対する承認を得、同計画に基づき再生を図ることを目指しております。

当社は、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債について、本日、平成 21 年 10 月 29 日までその支払を猶予していただくことが承認されたことを受け、事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の協議および承認と併行するかたちで、社債権者との間で本件第 2 回社債および本件第 1 回社債の弁済計画案について合意および承認していただくことを目指してまいります。

以上